

第23号議案

中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月28日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成12年中間市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外 の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p>